

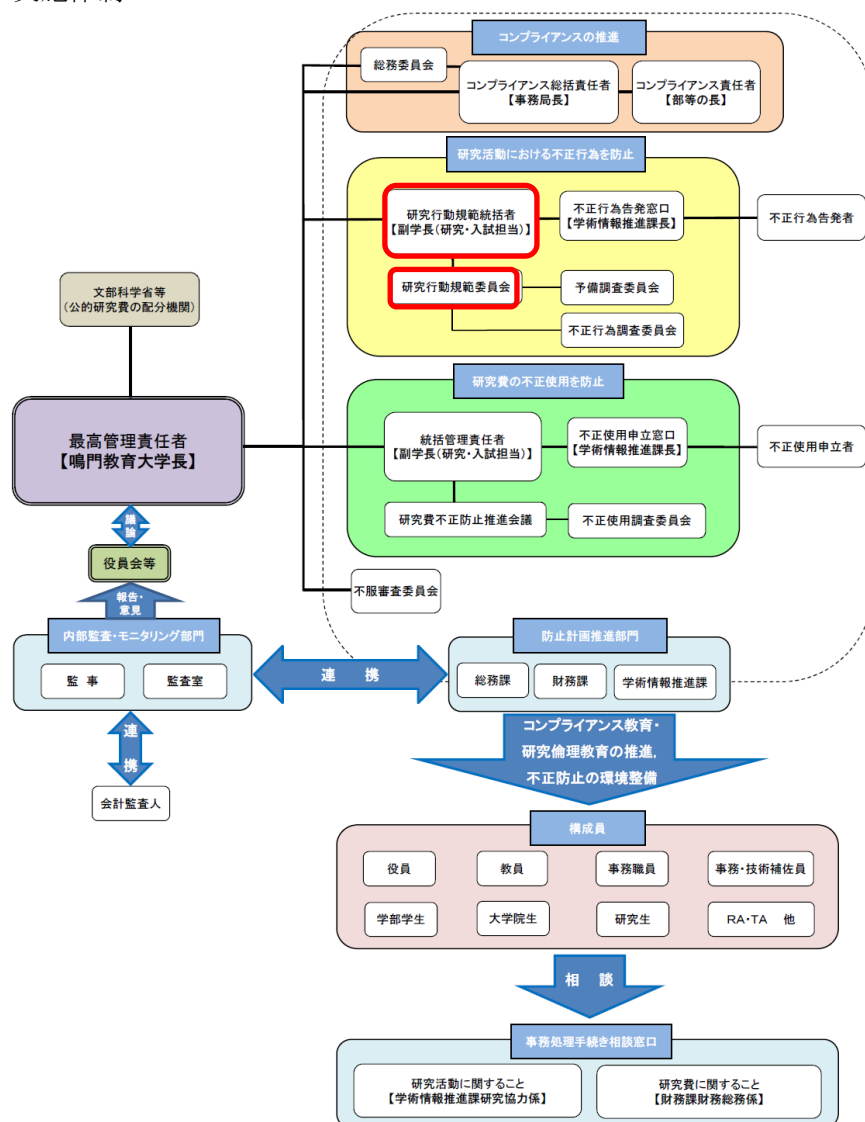
調査結果 鳴門教育大学

(1) 研究倫理教育の体制

鳴門教育大学においては、「鳴門教育大学研究者の行動規範」において、「研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、改ざん、捏造、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」ことを定め、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実な行動を求めている。

研究活動不正の防止の実施体制については、「鳴門教育大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」等に基づき、学長の下、研究・入試担当の副学長が研究行動規範統括者として、研究者等の行動規範の遵守及び不正行為に対する措置等に関し統括するとともに、研究倫理教育責任者を兼ねることとなっている。また、研究行動規範統括者を委員長とする「研究行動規範委員会」において、研究倫理教育に関する研修等について審議し、研究倫理教育研修を毎年実施している。

<実施体制>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究活動不正に関する研修として、一般財団法人公正研究推進協会の作成する e-ラーニング教材 (eAPRIN) を利用した研究倫理教育を実施しており、受講状況は Web システム上で確認でき、内容理解度は単元毎に課されるクイズで 80%以上の正答率が必要としている。

研究倫理教育研修については、eAPRIN を受講することとしているが、有効期限の切れる研究者に受講を促すのではなく、計画的に受講する考え方から、各研究者は毎年、研究行動規範委員会において審議し選定した 2 科目を受講することとしている。また、受講状況を教授会にて報告することで教員に周知するとともに、未受講者には働きかけることにより、受講率は 100%となっている。

このほか、研究活動不正及び研究費不正の防止に向けたリーフレットを学内で展開している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて、学部 1 年生及び大学院 1 年生に対し、リーフレット「公正な研究を推進するために研究倫理について学びましょう」により研究倫理のポイントを説明している。

また、「JST 研究倫理教育映像教材」をコース長及び領域・分野責任者等に案内し、学生への研究倫理教育に努めている。

また、RA 等、研究に関わる学生に対しては、研究者として (2) に記載した eAPRIN の受講を求めている。

<リーフレット (左は「公正な研究を推進するために研究倫理について学びましょう」、右は研究活動不正及び研究費不正の防止に関するリーフレット)>

公正な研究を推進するために
研究倫理について学びましょう



本学に所属する教員のみならず、学部生や大学院生についても、研究を実施する者は研究者としてみなされます。研究者は、研究倫理を遵守し、公正な研究を実施することが求められます。

研究活動に携わる皆様へ

研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止に向けて

このリーフレットは、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用について、分かりやすく解説し、未然に防止するために作成しています。

不正行為とは・・・

- ✕ 捏造
- ✕ 改ざん
- ✕ 盗用

不正使用とは・・・

- ✕ 書類の書換え
- ✕ 預け金
- ✕ プール金 (カラ出張、カラ謝金)

鳴門教育大学研究者の行動規範

行動規範制定の主な趣旨は、以下のとおりです。

本学は、自由な学問の府として、学術・文化の承継と発展に寄与し、真理を探究する批判的精神をもって平和で健全な社会の建設に向けた創造的役割を担うことを教育・研究の理念・目標に掲げ、地域社会や世界の持続的発展に貢献することを目指しています。そのための知や識の創造の場としての研究を行う本学には、教育や研究が地域社会や世界に与える影響と責任を自ら厳正に律するための倫理規範が求められています。

不正行為	
捏造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

その他、**二重投稿** (他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること)、**不適切なオナーリング** (実際に研究に貢献のなかった者を論文筆者として記載することや論文筆者としての資格が著者を超過したこと等の不正行為の発覚) 等。

※ ただし、数量によるものではないことが顕微鏡をもって明らかにされたものは、不正行為と見なされない。

不正使用	
研究費の不正使用	私的利用、不正受給、目的外使用又は不正経理等、法令や関係規則に違反して研究費を支出すること

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「鳴門教育大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、電子データ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究資料等は5年間適切に保存・管理することや、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないことを定めている。

また、「国立大学法人鳴門教育大学研究データポリシー」においては、研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令及び大学の規程、その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる、などの考え方も定めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

(2)に記載した、研究活動不正及び研究費不正の防止に関するリーフレットのほか、行動規範、研究活動不正及び研究費不正の防止に関連する規程および各種様式などの関連資料をまとめ、「鳴門教育大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応マニュアル」として、HPにまとめて掲載している。

大学が作成する紀要については、「鳴門教育大学研究紀要編集等要項」において、3名の査読者を選定し、うち1名以上は学外者とするることにより、学外者のチェックが入る体制としている。

生成系 AI への対応については、教職員にとっての学生に対する指導、学生にとっての学修など、内容が異なる面があるため、教職員向け、学生向け、それぞれの留意事項を整理し、HPに掲載している。

調査結果 札幌医科大学

(1) 研究倫理教育の体制

札幌医科大学では、「北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラム」において、学生等を含む教職員等の行動原則として、研究倫理責任者から研究活動上の不正の防止に向けた取組に関する指示又は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならないことなどを定めている。

研究不正の防止体制としては、理事長は最高管理責任者として、大学全体を統括し、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって、不正の防止ができるよう適切に指導し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じることとしている。また、統括管理責任者として、学術研究を担当する理事を充て、最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止について全体を実質的に統括する責任と権限を持たせている。

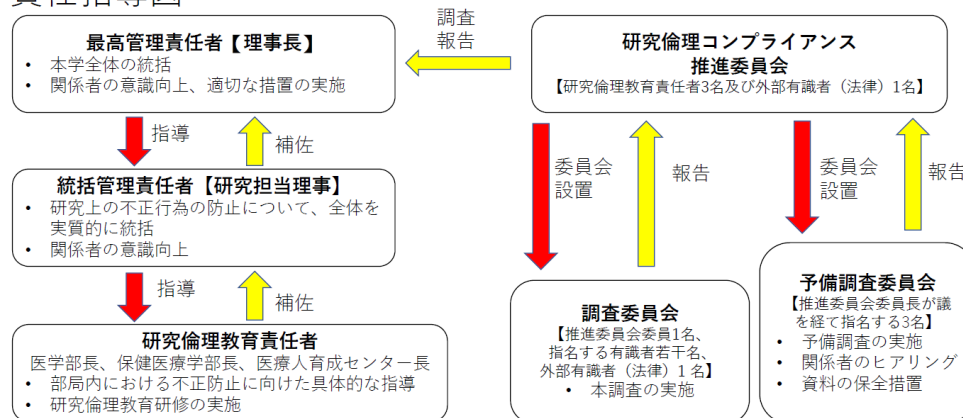
研究倫理教育については、医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長は研究倫理教育責任者として、部局内における教職員等に対する研究活動上の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組に関する業務を統括している。

また、研究倫理教育責任者等から構成される、研究倫理コンプライアンス推進委員会を設置し、研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項、教職員等の不正行為の調査に関する事項等を審議することとしている。

研究費不正の観点で求められる研究費不正防止行動計画において、研究倫理教育の計画についても定めており、研究不正、研究費不正防止に向けて、一体的に取り組んでいる。

<体制図>

責任指導図



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

毎年度、研究倫理教育研修（eラーニング）を実施することとしており、医学部長が講師となり、「研究活動に関する不正防止対策について」について説明を行っている。受講後に理解度を確認するため、Google Form上で理解度チェックを行っている。回答率が低かった問題に対しては、不正解の受講者に対し、問題の解説の配布及び誤答の理由を確認することにより、こういった問題で間違いが出やすいか分析し、展開している。

＜受講対象者＞

本学職員		
正職員 ・教員 非常勤職員 ・特任教員 ・研究支援者		受講義務有
正職員 ・事務職員 ・技術職員 非常勤職員 ・特任教員及び研究支援者以外	競争的資金等に応募又は予算の使用権利がある	はい → 受講義務有
	↓ いいえ	義務はないが、原則受講 (コンプライアンス研修会のみ)
	業務上、支出の執行に携わっている	はい → 受講義務有 いいえ → 受講不要
本学職員以外		
名誉教授 日本学術振興会特別研究員 その他の者（専門研究員等） 大学院生	競争的資金等に応募又は予算の使用権利がある	はい → 受講義務有 いいえ → 受講不要

(3) 学生に対する研究倫理教育

下記のように部局ごとに、授業の中で研究倫理教育を実施するとともに、研究室配属後の指導等を通じて、レポート作成等と合わせて教育している。

【医学部】

医学部第3学年必修科目の「研究室（基礎）」にて、研究室に学生が分かれて所属し、4週間にわたって研究あるいは調査を行うことにより、研究倫理教育を実施している。

【保健医療学部】

研究方法、倫理的配慮、研究計画書の作成についての基本的知識を教える「看護学研究Ⅰ」、研究過程の実践を通して、批判的な思考能力、論理的な表現能力、および研究者に求められる倫理的態度を教える「看護学研究Ⅱ」、理学療法学研究の基礎(研究の定義、意義、理論)、倫理、実験計画、計測、分析、文献的考察および論文の読み方・書き方に関し講義・演習を行う「理学療法学研究法」、作業療法研究の一端を各教員の指導のもとに行い、研究発表および論文作成をおこなう「作業療法学研究」の授業を実施している。これらはいずれも必修科目として位置づけている。

【大学院医学研究科】

修士課程では、一般教育科目「社会医学」において、倫理委員会委員である学内教員が研究倫理、医学研究に関する法令・ガイドラインの講義を行っている。

博士課程では、前期研修プログラム（基礎講義）において、必修科目として、学内教員である倫理委員会委員長の教員から研究倫理の講義を行っている。

【保健医療学研究科】

博士課程では、入学後のオリエンテーションにおいて「研究倫理特論」を必修とし、研究計画書作成前に、当科目の履修を終えることを推奨している。教材としては、JSPSの作成する研究倫理eラーニングコース等を使用している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラムに係る研究活動 実施要領」において、論文等における第一著者及び責任著者は、論文等で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料を対象とし、電子データ、紙資料等の資料は10年間、標本、装置等の有体物の試料は5年間保存することとしており、電子データ等はハードディスク等の記録媒体で保存するなど、保存方法についても定めている。また、各研究室において保存データのバックアップの保管ないしは定期的に所在を確認することにより、追跡可能な状態としておくなどの措置を講じるとともに、研究室主催者が転出又は退職する場合は、代理教授が対応を行う運用としている。

その上で、例えば、看護学科・専攻科では研究データの長期保管に関する申し合わせにより、研究データ保管用ロッカーの運用等について定めるなど、データ保管場所を決める等の方策を講じている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究倫理教育に加えて、監査法人が講師となり、「研究費等に関する不正防止対策について」についての説明も行うなど、連携した取組を実施している。

文部科学省のHPで公開されている不正事案を整理、学内で周知することにより、不正発生要因等に関する認識の共有を図っている。

生成系AIの利用については、学長名義で「生成AIツールの利活用について」により、例えば「批判的検討なしにAI生成成分を論文に採用すること」などの不適切な利活用シーンを示しつつ、生成AIの利活用に関する注意点等を周知している。

<不正事案の周知>

このメールは周知効率化のため、メーリングリストにより一斉送信しております。

各位

日頃より本学における研究活動の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学では令和3年度より「札幌医科大学における競争的資金等の使用に関する不正防止に係る啓発活動実施要領」に基づき、実際に発生した不正事案(他機関の事案含む。)について定期的に周知し、不正発生要因等に関する認識の共有を図ることとしております。つきましては、文部科学省HPにおいて掲載されている「研究機関における不正使用事案」について参考までに周知しますので、ご確認ください。

○文部科学省HP「研究機関における不正使用事案」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究費の適正使用については、日頃からご配慮いただいているところですが、今後も不正防止に係る意識の向上にお努めくださいますようお願い申し上げます。

また、併せて文部科学省HPでは、平成27年4月以降に文部科学省が報告を受けた研究活動における不正行為についても公開しておりますので、参考までにお知らせいたします。

○文部科学省HP「研究活動における不正事案について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

調査結果 上智大学

(1) 研究倫理教育の体制

上智大学では、「上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン」において、不正行為を規定するとともに、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならないことなどを規定している。

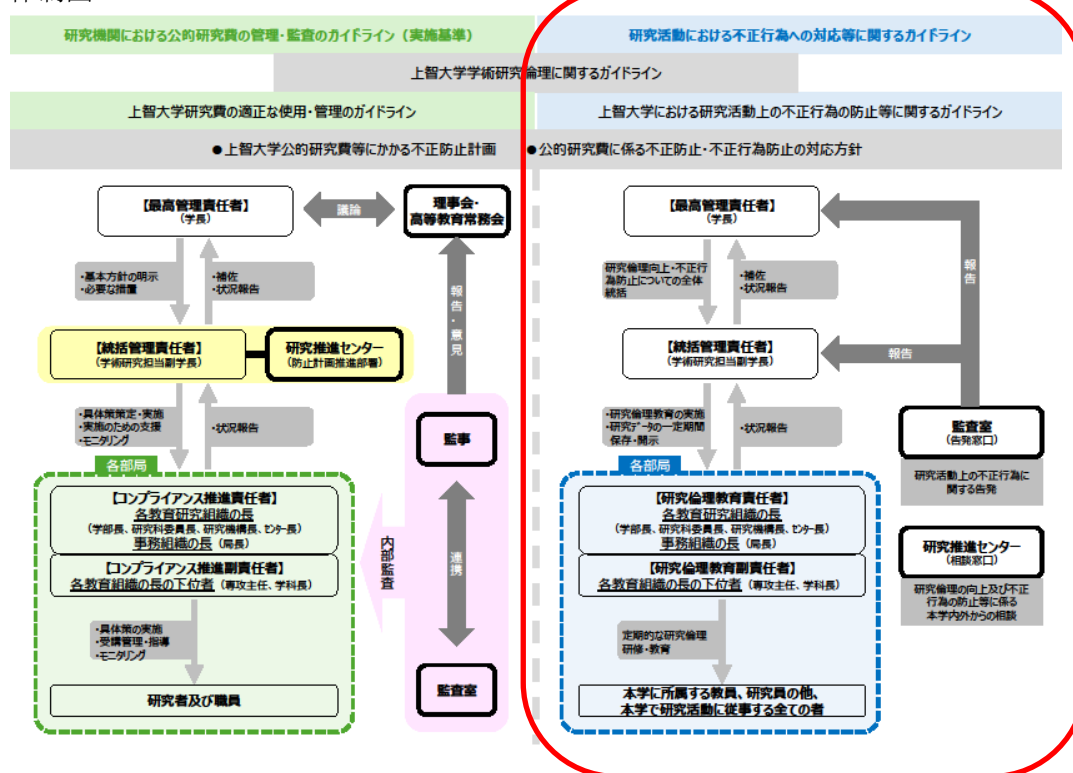
また、同ガイドラインでは、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する最終的な責任と権限を持つ最高責任者として学長を充て、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者として学術研究担当副学長を充て、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じることとしている。

研究倫理教育については、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等並びに研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者として各教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）を充て、各研究倫理教育責任者がそれぞれの部局等において研究倫理教育の実施等を担っている。また、研究倫理教育責任者を補佐する研究倫理教育副責任者として、専攻主任、学科長等を充てている。

研究倫理教育は研究費の適正な使用に向けたコンプライアンス教育とも併せて実施しており、学内の決裁機関である大学企画会議や局長会議、高等教育常務会を通じて企画の決定等を行っている。

研究不正の防止の取組と、研究費不正の防止の取組を連携して防止計画等を定めており、研究推進センターは外部資金に関する手続きと連携して研究倫理教育の徹底等に関する実務も担当している。

<体制図>



教員、研究者、研究補助員等を対象とし、5年に1回一般財団法人公正研究推進協会の作成する e-ラーニング教材（eAPRIN）を受講する研究倫理教育を実施しており、システム上のテスト機能を用い、合格点を基準として内容理解度を確認している。また、履修状況は研究推進センターが管理し、大学院委員会や局長会議の場で履修状況を共有し、研究倫理教育責任者が各部局等で履修の徹底を図っている。さらに、研究倫理教育の受講が必要な外部資金の応募に際し、受講状況を確認している。なお、「査読における不適切な行為の防止について（通知）」については、現在の受講コースに査読に関する不正に係る教育内容も含まれていることを確認している。

＜不正防止リーフレット（不正行為防止関連部分）＞



毎年度末に所属教員合宿を計画し、研究倫理教育の意識徹底、具体的な不正行為防止対策について意見交換を行う機会としている。

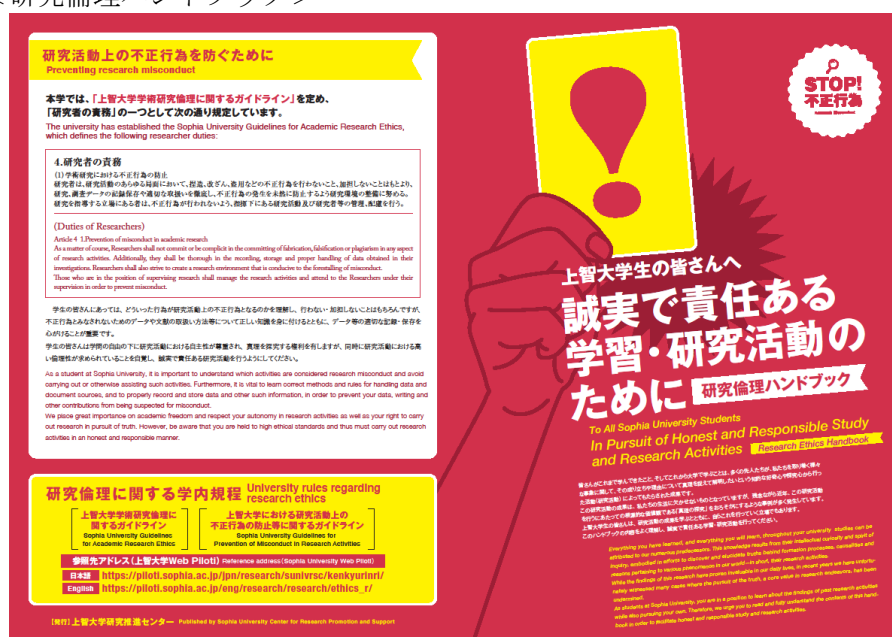
研究科独自の剽窃防止説明会を年2回開催している。

入学する大学院生を対象とし、日本学術振興会の作成する研究倫理教材 eL CoRE を受講する研究倫理教育を、学部生を対象とし、学部生用の研究倫理ハンドブックを熟読させる研究倫理教育を実施している。また、学会発表の際の旅費などの学内支援制度を

用意しており、申請があった場合に研究倫理教育の受講状況を確認してから手続きを行うなどの方法により、受講の徹底を図っている。

また、各部局において、オリエンテーション、履修ガイダンスにおいて、レポート作成等における剽窃行為や生成 AI の利用等についての注意喚起を行い、また、2 年次以上についても部局独自で在校生ガイダンスにおいて研究倫理教育について取り扱っている。このほか、授業、論文指導等の各段階において、研究倫理教育を取り込んだ教育を実施している。留学生に対しては、授業担当教員（学部生）、指導担当教員（大学院生）が演習、卒業論文/修士論文の指導に当たり、在学生と同水準の研究倫理教育を実施している。研究室によっては、研究分野に関連する安全管理等とともに、研究倫理教育やデータの保存等も含めたマニュアルを作成し、研究室に配属された学生への指導に活用している。

< 研究倫理ハンドブック >



< 研究室におけるマニュアル例（抜粋） >

研究室にはルールがあります

- 遺伝子組換え講習
- 研究倫理講習
- 動物実験講習
- 安全講習
- 高圧ガス取り扱い講習 など

これらは全て研究を安全にかつ公平に行うためのものです。

学会発表や論文を作成する前に

- データの管理を確認しましょう。
- ノートに全てのデータを記入すること。
- ノートには日付を入れること。
- 数値データや画像データは共通のコンピュータに保存すること。
- 必要な時に全てのデータを開示できるように心がけること。
- 卒業時には全データを残すこと。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【機能創造理工学科】

学生が実験レポートを提出する前に、「盗用・剽窃という行為について」という学生自身が章構成に沿ってテーマ等について調べて作成するレポート課題を、2 年生春学期の必修科目において課している。

【法学部】

「法学部レポートのためのガイドブック」を独自に作成し、レポートの書き方の指導などと合わせて、演習等で利用している。

【心理学科】

1年次の必修科目「心理学研究法Ⅰ」、2年次の必修科目「心理学研究法ⅡA」及び「心理学研究法ⅡB」において、研究倫理について考える機会を設け、4年次の卒業研究ガイダンス及び卒業論文指導においても指導を行っている。

【社会学科】

ガイダンス及び必修の学科科目において、講義形式を基本としつつ、学部生にはワークショップ形式と個人学修を組み合わせた方法で、大学院生にはガイダンス、修士論文中間報告会及び必修の授業において、ワークショップ形式と個人学修を併用して研究倫理教育を含む指導を行っている。

【文学研究科】

博士前期・後期の必修科目「研究指導」において、専門性を踏まえた研究指導を行う中で、具体的な事例を挙げながら研究倫理の啓発に努めている。この他、各専攻において、研究法や論文作成法等の科目を設置し、研究方法や研究態度について説明している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン」において、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理すること、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならないことを定めている。具体的には、論文等の基となった研究データ等については10年間、資料や標本等の有体物は5年間保存することが原則となっている。また、「上智大学 研究データ管理・利活用ポリシー」を令和6年7月に制定し、研究データの管理、公開および利活用の方法は、それを収集または生成した研究者が、それぞれの研究分野の特性を考慮した上で、法令、学内規程、その他これに準ずるものの範囲内において、また、他の者の権利および法的利益を害さない範囲内で、決定することができるとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

剽窃チェックツールのTurnitin社のFeedback StudioとTurnitin Originalityを、学内でアカウントを持つ全教員及び学生が利用可能としている。

国際共同研究を専門とするURAは研究インテグリティにも詳しいため、日本の法令、研究倫理に十分理解していない研究者・学生向けに、研究インテグリティを含めた研究倫理教育について講義を行っている。

生成系AIの教育利用について整理した「教育における生成AI利用に関するガイドライン」の中で、課題（リアクションペーパー、レポート、小論文、学位論文等）への取組において、生成AIが出力した文章、プログラムソースコード、計算結果等は、受講生本人が作成したものとしては認めないことを定めている。

「上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン」では研

究不正の防止だけでなく、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行うことを定めている。

調査結果 【愛知学院大学】

(1) 研究倫理教育の体制

愛知学院大学では、「愛知学院大学における研究者等の行動規範」において、研究活動を行う全ての者及びこれを支援する者を研究者等と定義し、研究者等は研究活動の不正行為や研究費の不正使用等を行わないこと、さらに、不正行為に加担しないこと、第三者に対し、不正行為をさせてはならないこと、不正行為が行われようとしていることを知った時は、それを防止するよう努めること、を定めている。

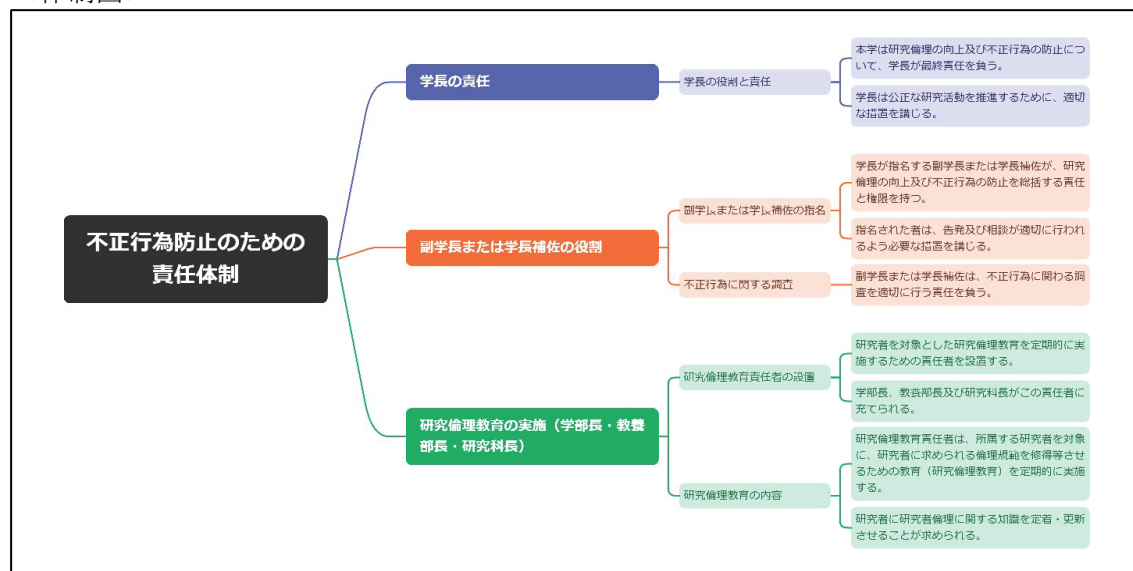
その上で、「愛知学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」において、学長を研究倫理の向上及び不正行為の防止等について最終責任を負う者と位置づけ、学長は公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じることとしている。

また、学長を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等を総括する責任と権限を有する者として、副学長又は学長補佐のうち学長が指名する者1名をもって充て、告発及び相談が適切に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、不正行為に関わる調査を適切に行う責任を負うこととしている。

研究倫理教育については、学部長、教養部長及び研究科長を「研究倫理教育責任者」としている。

さらに、歯学部・歯学研究科及び薬学部・薬学研究科では、それぞれ不正行為に関する対策委員会を設置し、学部・学科における研究活動の不正防止に関する教育及び啓発、不正防止対策に関する検討及び実施、不正が認定された場合に学長から要請される是正措置等の任務を担うこととしている。

<体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

従来、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE) を 5 年に 1 回受講することとしていたが、2024 年 9 月の学部長会及び大学院委員会において、学長が次のとおり研究倫理教育内容等の改正を諮り、決定した。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する e ラーニングプログラム (eAPRIN) (専任教員及び大学院生等が 3 年に 1 回受講)

- ・日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE) (専任教員以外の研究を行う者、卒業研究等を行う学部生、関係事務職員が 3 年に 1 回受講)
- ・研究倫理・コンプライアンスに係る講演・講習会 (3 年に 1 回以上実施)

学部長会にて各学部の受講率を報告し、学部長から未受講者に受講を促すこととしている。また、従来 eL CoRE の修了証書により理解度を確認していたところ、今後は eAPRIN でも履修管理、内容理解度の測定・把握を行う予定となっている。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【歯学部・歯学研究科】

「歯科医学教育者のためのセミナーとワークショップ」を開催しており、令和元年度以降毎年、臨床研究又は研究倫理に関するセミナーを開催している。令和 4 年度、5 年度はコースの一つとして、研究倫理関係のテーマで外部講師による講演を実施している。

【薬学部・薬学研究科】

FD 講習会において、令和元年度、2 年度、6 年度に研究倫理教育のテーマを取り上げており、令和 6 年度は外部講師による「研究不正はなぜ起こるのか：研究環境を考える」講演を開催している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

(2) に記載の通り、大学院生等は eAPRIN を、卒業研究等を行う学部生は eL CoRE を 3 年サイクルで受講している。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【歯学部・歯学研究科】

学部生に対しては、「社会と歯学Ⅳ (社会歯科学)」の中で、医療倫理などとともに研究倫理についても教育している。大学院生に対しては、歯学研究科統合講義「歯科医学研究理論」の中で、研究倫理について説明できることを目標に研究倫理について教育を行っている。

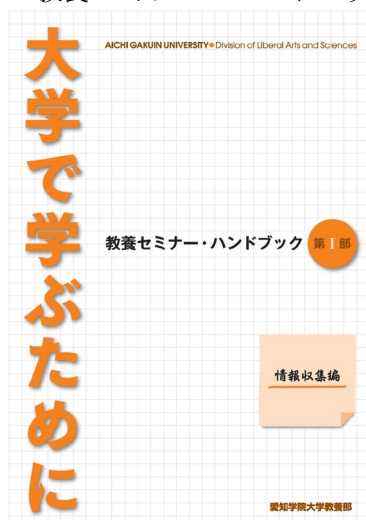
【薬学部】

学部生に対しては、「薬学概論」の中で、研究倫理についても教育している。また、臨床研究を行う学部生には研究者と同様 eAPRIN を受講させている。また、令和 6 年度入学生からは、2 年次の選択必修科目に eL CoRE の受講を織り込み、低学年から研究倫理教育を実施していく予定。

【教養部】

全学部生向けのテキストとして、1 年次必修科目「教養セミナー」において、「教養セミナー・ハンドブック 第 1 部 大学で学ぶために」の中で、リテラシー等大学での学びに係る必要な情報と合わせて研究不正の防止、引用・出典・剽窃などについても説明している。

<教養セミナー・ハンドブック>



【心理学部】

「心理学研究の手引き」において、レポート・論文執筆の際の注意、卒業論文の作成、研究倫理及び研究者が順守すべき行動規範等について説明している。

【総合政策研究科】

「研究計画法講義」において、「研究倫理と研究計画案作成のために」をテーマに、研究倫理についても教育を行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「愛知学院大学研究倫理規程」において、研究者等（研究活動を行う者及びこれを支援する者）は、各研究分野の特性に従い、研究活動の過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならないこと、自ら主たる責任をもって研究データを保存しなければならないこと、転出や退職後も含め、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するために必要があれば研究データを開示しなければならないこと、を定めている。また、資料の保存期間は原則 10 年、試料及び装置の保存期間は原則 5 年となっている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究推進・社会連携課が研究公正セミナー、シンポジウム等に参加して情報収集し、また、監事と研究不正防止計画についても意見交換を行うなど、様々な部署と連携して不正行為の防止に取り組んでいる。

また、研究不正根絶に向けた啓発ポスター、あるいは、研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止するリーフレットを作成し、学内での周知に努めている。

このほか、薬学部において、令和 6 年度より「Signals Notebook」（ChemDraw（化学構造式の描画等ができるソフトウェア）が組み込まれた Cloud 上で使用できる電子実験ノートブック）を導入した。

また、令和 6 年度に、研究不正の防止、研究費不正の防止、研究インテグリティなどの規程を整理しており、その一環で、愛知学院大学研究倫理規程を制定。当該規程では、論文の査読あるいは研究業績の審査にあたる場合、審査基準及び自己の知見に基づき公正に審査を行うことなども定めている。また、eAPRIN の受講単元に、ピアレビュー

＜啓発ポスター＞

- 53 -

調査結果 京都産業大学

(1) 研究倫理教育の体制

京都産業大学では、「京都産業大学研究倫理規程」において、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の不適切な行為等も含めて、研究活動上の不正行為について定め、「京都産業大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」において、研究活動に関する不正があった場合の対応等について定めている。

実施体制としては、研究活動、研究費の執行・管理について最終責任を負う者として、学長を最高管理責任者と位置づけている。また、研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関して、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括する者として、統括管理責任者を置き、副学長の一人を充てている。また、研究活動における不正行為、研究費執行の不正防止等に関して、実質的な責任と権限をもつ者として執行管理責任者を置き、研究機構長を充ており、全学的なコンプライアンス推進及び研究倫理教育実施については執行管理責任者が責任を負う体制となっている。

また、最高管理責任者（学長）を議長とする「研究機構運営委員会」を設置し、公的研究費の不正防止対策と不正防止基本計画について審議を行っており、同委員会において必要に応じ、研究倫理教育の企画・改善などについても審議している。

<実施体制（不正防止基本計画より）>

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和 4 年 4 月 1 日改正

京都産業大学における公的研究費の不正防止対策と不正防止基本計画

1. はじめに

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則し、本学において実施している不正防止対策と、不正防止基本計画について、次のとおり公表いたします。

2. 不正防止対策について

(1) 不正防止体制の構築

①研究倫理規程（H19.10.1 制定）を整備し、本学の研究活動における研究費の執行・管理の責任者を以下のとおり規定する。

（ア）最高責任者・・・学長

（イ）統括管理責任者・・・副学長

（ウ）執行管理責任者・・・研究機構長

なお、執行管理責任者はコンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育実施責任者としての責務を包含する。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

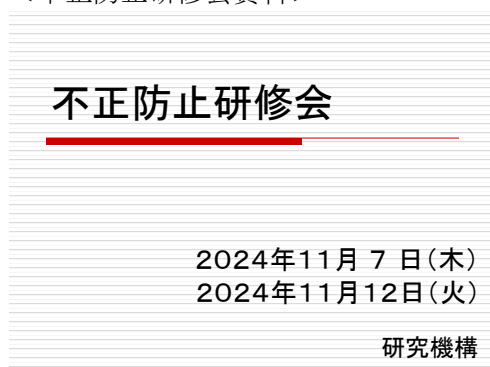
研究者に対し、研究者倫理に関する知識の修得や規範意識の向上を目的として、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講する義務を課しており、日本学術振興会の作成する e-ラーニング教材（eL CoRE）に含まれるコンテンツの 1 つである「研究費の適切な使用」をコンプライアンス教育の基本プログラムとし、採用時に受講させるとともに、その後 5 年に 1 回以上、同プログラムの再受講、あるいは「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の通読を行うこととしている。未完了者については完了するまで各種研究費の執行を留保することもあり徹底を図っている。また、これらの教材の受講を通じて適切な査読についても学習することとなっている。

加えて、集合研修形式で「不正防止研修会」を年1～2回開催し、学内監査の結果や、文部科学省およびJSPSの情報などを活用し、コンプライアンス意識の向上に資する最新の情報提供や不正事案の紹介に加え、本学の不正防止に対する考え方などを直接伝達している。不正防止研修会はオンラインでも配信し、必ず受講させている。

研究倫理教育の受講等については、研究機構運営委員会で全体計画を定めており、これに基づいて、「部局長会」において年4回（4月・7月・10月・1月）、不正防止活動に基づく取組内容、執行ルール、不正事例（他機関を含む）の周知、共有し、「部局長会」に出席した学部長等が学部において周知することにより、倫理意識の醸成を図っている。

このほか、不正防止体制に係る本学監事との意見交換を年1回以上行い、「不正防止研修会の実施内容」や「不正防止対策の取り組み」について報告するとともに、意見交換の内容は、研究機構運営委員会で共有するなどの取組を行っている。

<不正防止研修会資料>



(3) 学生に対する研究倫理教育

学生であっても、研究に携わる場合は研究者に準じた取扱としており、具体的には、学部学生に対しては入学時の図書館ガイダンスの機会に捏造、改ざん、盗用をしないよう周知しており、また、「eL CoRE」受講に関する情報提供等を行っている。

大学院生に対しては、「eL CoRE」の受講を必須とし、新入生ガイダンス時に周知している。また、科学研究費補助金等の申請をしようとする大学院生に対しては、不正防止研修会も受講させている。

このほか、各学部、学科では授業（ゼミ演習等）を通じて論文作成や研究の進め方を指導し、研究所においても各研究室において同様の指導を行っている。研究室によっては例えば、研究ノート等による研究データの管理、あるいはアンケート調査の集計結果の分析等の際の指導など、研究に関する指導とあわせて研究倫理についても指導するなど、研究内容等を踏まえた指導を行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「京都産業大学研究倫理規程」に基づき、研究者に対し、

- ・研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管すること、
- ・研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならないこと、
- ・特に発表内容に関する資料、情報、データ等については発表後概ね5年程度保管すること

などを義務付けている。

データの保存については、学内でMicrosoftのOneDrive機能を使用可能としている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

「不正防止研修会」等を通じての周知に加え、教員に対し、毎年部局長会や教授会等において、他大学で発生した不正事例を取りまとめた啓発資料を配付している。

生成系 AI については、学長から学生に対するメッセージを HP に掲載し、その中で、生成 AI は適正に使用すれば、新しい価値を創造する優れたツールとなる一方で、信頼性の欠如や誤情報の生成、情報漏洩などの問題を抱えているとの考え方を示した上で、生成 AI の利用に際して、以下の注意事項を指摘している。

1. 不確かな情報が提供されることがあること
2. 試験・レポートに生成 AI の回答をそのまま使用することはできないこと
3. 情報漏洩の危険性があること

調査結果 松山大学

(1) 研究倫理教育の体制

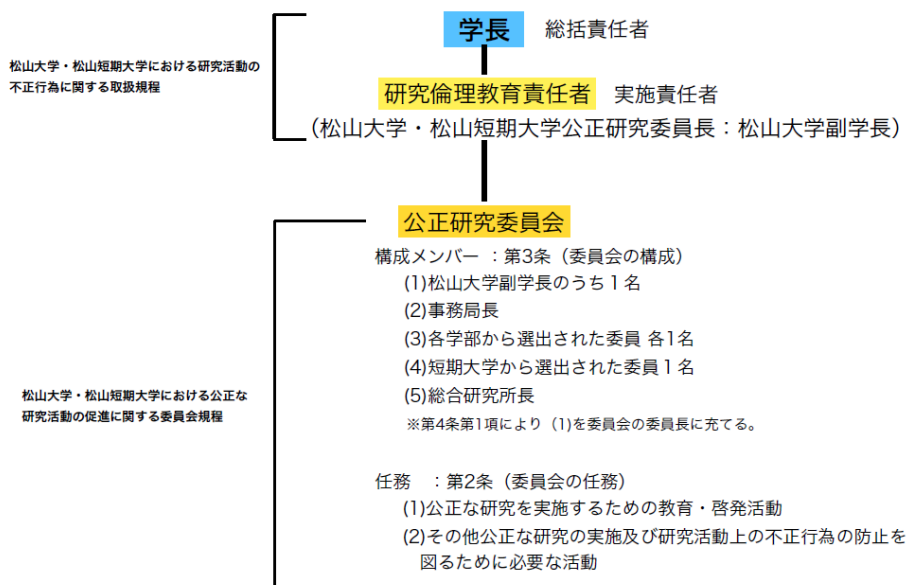
松山大学では、「学校法人松山大学研究活動行動規範」において、研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならないこと、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しないことなどを定めている。

体制については、「松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」において、学長は総括責任者として、松山大学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関して総括するとともに、公正な研究活動を推進するための措置を講ずることとしている。また、公正な研究を実施するための教育・啓発活動その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動をつかさどる、松山大学・松山短期大学公正研究委員会（以下、「公正研究委員会」という。）を設置し、副学長のうち1名が委員長となっている。公正研究委員会委員の委員、あるいは予備調査、本調査に携わる委員に対しては、全学的な委員会の委員として勤務する負担に対し処遇するとともに、責任を持って取り組むことを期待する考えから、学内委員も含めて所定の手当を支給している。

研究倫理教育については、実質的な権限と責任を有する者として、公正研究委員長が研究倫理教育責任者となり、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を定期的実施することとしている。また、研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことが可能となっている。

<体制図>

松山大学における研究倫理教育実施体制



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育は年1回、大学が独自に作成した e-learnig 教材「公正な研究活動の推

進について」の受講を求めることにより実施しており、Google Form を利用して履修管理・受講の把握を行っている。また、公的研究費に申請する者は、応募する研究費の募集要項に準拠するよう、日本学術振興会が作成する e-learning 教材 eL CoRE を 5 年に 1 回受講することとしており、教職員の研究活動等の状況に応じて対応している。

公正研究委員会において、研究倫理教育に関する受講状況・研究資料及びデータの管理状況について報告し、全学部代表者による教学会議においても周知、把握している。未履修者がいる場合は、教学会議の委員である学部長を通じて、未履修者に受講を促している。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【薬学部】

薬学部として法令順守の教育を進めるため、「薬学部における教育研究実施及び管理体制改善計画」を定め、薬学に関する法令、動物実験や安全管理、研究に関するコンプライアンスなどを体系的に教育する取り組みを推進している。

その中で、教職員に対しては、全学的に実施している研究倫理教育に加えて、隔年で研究倫理、医療倫理、生命倫理等に関する薬学部 FD 研修会を実施している。

< 公正な研究活動の推進について >

SINCE 1923

SINCE 1923

目 次

公正な研究活動の推進について 研究倫理教育資料(教育職員用)

松山大学・松山短期大学公正研究委員会

- 公正な研究活動のためのガイドラインについて
- 研究倫理教育について
- 研究費の適切な使用について
- 研究活動における不正行為について
- 研究活動の不正に関する告発等への対応について
- 研究データの保存について
- 参考文献

1



2



(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対しては、学部、大学院の新入生ガイダンスにおいて、「公正な研究活動のために知っておきたい研究倫理」を配布しており、対象者には科目履修生、大学院研究生も含めている。

部局で行っている特徴的な取組は、以下のとおりである。

【経済学部、経営学部、人文学部、法学部】

各学部において、授業の演習科目において文章の書き方の指導等を行っている。

【薬学部】

研究室に学生配属となる 4 月に、教授総会において「薬学部における教育研究実施及び管理体制改善計画」を配布し、学部長より法令遵守、研究倫理の徹底を指示するとともに、各研究室配属学生に対する研究関連法規及び研究倫理に関する教育・指導の実施を依頼している。

また、全学生に対して、「研究関連法令及び研究倫理指導記録」を配布し、アンケート形式により学部全体の取組状況（法令、研究データの取扱等について説明を受けたかの確認など）を把握している。研究室によっては、学生の配属時に研究室のマニ

ュアルを配布し、機器の使用や実験ノートのつけ方、研究不正防止等について説明した後、学生が当該マニュアルについて理解した旨署名し、これを掲示することで、学生の自覚を促しているところもある。

また、1年次前期配当科目である「薬学へのプロローグ」において、実験レポートの書き方を題材に、著作権、肖像権、引用と転載の違い等文書作成の基本方法を教育している。

＜公正な研究活動のために知っておきたい研究倫理＞

2024年4月

学生みなさんへ

公正な研究活動のために知っておきたい研究倫理

松山大学・松山短期大学公正研究委員会

「研究活動」とは、学校法人松山大学が管理するあらゆる資金の活用、施設又は設備を利用したものをいい、大学の学部若しくは大学院の学生又は短期大学の学生みなさんが行う学修活動も「研究活動」の一環となるため、普段から研究倫理の保持及び向上に努め、「公正な研究活動」を心掛けなければなりません。

研究活動における行動規範

学校法人松山大学は、校訓「三実」に基づき、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、研究活動を行う者(研究者)の基本的責任、姿勢、説明責任、研究対象などへの配慮等の行動規範を定め、学生みなさんの行動規範を遵守しなければなりません。

研究活動における「不正行為」とは

研究活動における「不正行為」とは、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ又は研究費の不正使用(不適切な使用を含む。)等、故意又は研究費として与えられるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいいます。

●**捏造(ねつぞう)**
存在しないデータ、研究結果等を作成し、それらを記録又は報告すること。

●**改ざん**
研究資料、結果又は研究過程に操作を加え、データ、研究結果等を真正でないものに加工すること。

●**盗用**
他の研究者のアイデア、分析手法は解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

●**二重投稿**
他の学術誌に掲載表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

●**不適切なオーサーシップ**
論文著作者を適正に公表せず論文を投稿すること。
(研究費の提供を受けているにもかかわらず著者として論文を投稿し、研究費の提供を受けていないにもかかわらず著者として論文を投稿する行為は、不正行為と見なされる。)

大学、大学院又は短期大学の各養成規程により、「**学問的倫理に反する行為**」は処分の対象となります！

【不正行為の取扱いに関する規程】

松山大学	松山大学大学院	松山短期大学
単位認定規程 松山大学学生懲戒規程	松山大学学生懲戒規程 松山短期大学単位認定規程	松山短期大学学生懲戒規程

不正行為に該当する事例(一例)

【**捏造(ねつぞう)**】

実験には実験を行っていないが、行ったこととして実験のデータを作成する。

【**改ざん**】

アンケート調査で思ったような結果を得られなかったため、集計データの数字を修正(改ざん)する。

【**盗用**】

インターネットで見つけた文章を(引用の明記なく)課題のレポートにコピーペーストして提出する。

【二重投稿】

以前別の授業で提出したレポートのタイトルを変えて同じ内容を他の授業で提出する。

【不適切なオーサーシップ】

授業に参加していないクラスメートの名前を、ゼミでの論文の共同執筆者の1人として記載する。

研究活動における不適切な行為の事例(一例)

「不正行為」とは規定されていませんが、以下についても、研究活動において不適切な行為となります。

【インフォームド・コンセント】

人を対象とするすべての研究において、十分な説明と、自由意思に基づく同意が必要である。

【個人情報の保護】

現代社会においては個人情報(顔写真やマイナンバー)の保護がもたらす影響は多大である。関連する法律やガイドラインを遵守し、個人情報保護を確保しなければなりません。

【著作権の侵害】

著作権者の許可なく他人の著作物をコピーしたり改竄したりして二次的著作物を作成し、利用することは著作権違反になるだけでなく、研究不正行為として処分となることがあります。

研究活動において配慮すべき事項

研究者は真摯に公正な研究を行うことが求められており、特に研究が人を対象とする場合には、以下のような事項について十分配慮する必要があります。

【インフォームド・コンセント】

人を対象とするすべての研究において、十分な説明と、自由意思に基づく同意が必要である。

【個人情報の保護】

現代社会においては個人情報(顔写真やマイナンバー)の保護がもたらす影響は多大である。関連する法律やガイドラインを遵守し、個人情報保護を確保しなければなりません。

【データの収集・管理】

研究の質は、現時点で可能な最高度の厳密さを持って獲得されたデータに基づいていることを前提に議論されるので、研究者は研究活動のすべてのフェーズで、厳密に「データ」を扱う必要があります。

【引用・参考文献】

- 研究活動における不正行為の取扱いに関するガイドライン(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/naidoin/26/06/_src/fried/infocite/2014/06/26/1351568_02_1.pdf
- 科学の健全な発展の促進に関する法律(科学の健全な発展の促進に関する法律)
<https://www.jps.go.jp/j-kousei/data/rmtt.pdf>
- 公的研究費の不正防止に関する基本方針(学校法人松山大学) ※公正研究に関する学内規程等が掲載されています。
<https://www.matsuyama-u.ac.jp/guide/disclosure/kougekikentkyu/>

学校法人松山大学では、研究活動の不正に関する告発等(報道又は会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。)に対応するため、告発等を受け付ける窓口並びに公的研究費の使用に関するルールや事務手続について、相談を受け付ける窓口を設置するなど、情報が適切に伝達される体制の構築に努めています。

告発受付窓口(学内)	告発受付窓口(学外)	相談窓口
企画部企画広報課 松山大学本部 Tel. 089-926-7971(直通) Fax 089-926-7973 メール: mu-kosei@mitsuyama-u.jp 受付時間 平日18時30分～17時00分 (12月30分～13時30分休館)	弁護士法人 徳法律事務所 (日通し・内11:00～17:00) 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島一丁目1 21833号 徳ビル Tel. 06-6322-6700 (代表) Fax 06-6322-5510 メール: mu-kosei@tawane-ko.com 受付時間 平日18時00分～17時00分	総合研究所事務部 松山大学本部 Tel. 089-926-7265(直通) Fax 089-922-5415 メール: mu-kensyu@mitsuyama-u.jp 受付時間 平日18時30分～17時00分 (12月30分～13時30分休館)

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

「松山大学・松山短期大学における研究データの保存及び開示に関する規程」に基づき、実験ノート、数値データ、画像等の資料は原則10年間保存し、実験材料、標本等の試料は5年間保存することとしている。また、保存に際しては作成者、作成日時及び表題等を整理し、検索等可能な形で保存するなど、後日の利用及び検証を可能とすること、退職に際しては、保存すべき研究データ(資料及び試料)の保存場所及び後日確認が必要になった場合の連絡方法等を総合研究所事務部総合研究所事務室に報告すること、退職後も保存期間中は適切に管理しなければならないこと、などを定めている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

薬学部では、(3)に記載した研究倫理教育のほか、薬事法関連科目などについて、2018年度に6年次配当科目から3年次配当科目に変更するなど、法令遵守を根幹とした研究実施体制の確保に取り組んでいる。

- 59 -

調査結果 核融合科学研究所

(1) 研究倫理教育の体制

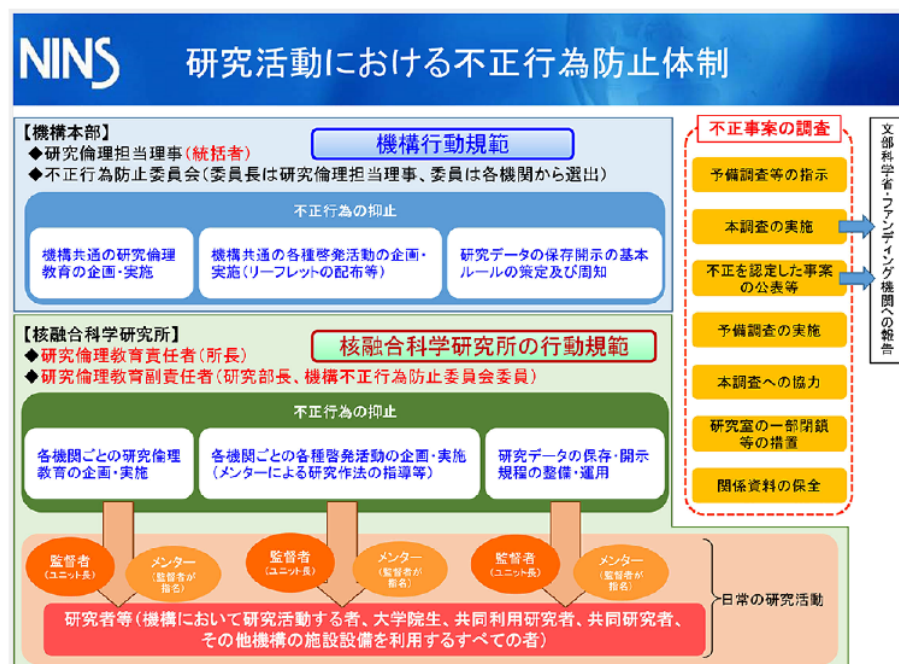
核融合科学研究所では、「核融合科学研究所研究者行動規範」に基づき、研究者の研究活動について、不正行為をしないことなどを規定している。

核融合科学研究所は大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下、「機構」という。）の機関であるため、「大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程」のに基づき、機構長が指名する研究倫理担当理事が統括者として、機構における研究活動上の不正行為の防止等の取組を担当している。研究倫理教育については、各機関の長が研究倫理教育責任者となり、各機関における啓発活動、データ保存等も含めた取組を行っている。また、機構に属する各研究機関は「監督者」において、監督下にある者に対し、機関の不正行為防止の取組の方針に従い、必要な指導を行う体制となっている。

核融合科学研究所では、このような仕組みの下、研究倫理教育責任者である所長を補佐する、研究倫理教育副責任者を置き、研究部長等を充てている。また、各ユニット長が監督者となり、各ユニットにおいてメンターを指名して、ユニットに所属する研究者等に対し、研究作法等の指導・助言を行っている。

また、研究活動に関する不正行為の防止体制の強化など、機構全体の取組について審議し、また、不正行為の調査を行うため、機構内に不正行為防止委員会が設置されている。その上で、核融合科学研究所としては、令和4年度までは「不正防止委員会」を設置し、競争的研究費の不正使用の防止等について審議する体制としていたが、服務規律、ハラスメント対応なども含めて総合的、横断的に審議・対応可能な体制とするため、令和5年度に服務規律委員会、ハラスメント防止対策委員会、苦情処理委員会と統合・改組して、「研究教育改善室コンプライアンス委員会」となり、同委員会では、研究費の不正使用やハラスメント等の防止とともに、研究活動上の不正行為の防止についても審議する体制となっている。

<不正行為防止体制図>



(2) 研究者等に対する研究倫理教育

機構では、所属する研究者だけでなく、共同研究者や学生、研究支援人材に対しても研究倫理教育の受講を求めている。

具体的には、一般財団法人公正研究推進協会の作成する e-ラーニング教材 eAPIRN を 5 年に 1 回受講することとなっており、受講状況をシステム上で確認するとともに、外部の研究費の応募に伴う研究機関としての手続きの際に、受講していない者には受講を促し、確認してから手続きを進めるといった運用により、受講を徹底している。

また、研究教育改善室コンプライアンス委員会は毎年不正行為防止計画を策定するとともに、啓発セミナーとして、科学技術振興機構（JST）の作成する映像教材のオンライン受講を課している。

特別共同利用研究員については、研究倫理教育をあらかじめ所属大学において受講しておくことが望ましいとしており、特別共同利用研究員の申請書に研究倫理の受講歴の記載を求め、把握するとともに必要に応じて受講を課している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

総合研究大学院大学生、連携大学院学生及び特別共同利用研究員は研究者として研究倫理教育の受講を義務付けており、研究者度同様に eAPRIN の受講を義務付けている（所属機関において研究倫理教育を受けた者を除く）とともに、JST の作成した映像教材を活用して研究倫理教育を実施している。加えて、総合研究大学院大学生については、同大学において新入生を対象に行う集中講義（総研大フレッシュマンコース）にて、研究倫理に関する授業（選択授業）が実施されており、同授業、あるいは JST の映像教材を活用した講習等のいずれかを受講することとしている。また、連携大学院学生については、所属する各大学においても、研究倫理教育が実施されている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

核融合科学研究所では、「研究データ保存要項」において、学術雑誌に論文を投稿する場合、NIFS 論文情報システム (NIFS Article Information System (NAIS)) に論文情報を登録することとしており、論文が受理、掲載された場合、掲載後 2 週間以内に研究データ保存手続きを行うこととしている。また「核融合科学研究所研究データ保存・開示規則」に基づき、ソースプログラム、研究ノート、オリジナル写真等の研究データは 10 年保存、特に LHD（大型ヘリカル装置）の実験データは永久保存することとしている。LHD の研究データについては、共通サーバ上に保存するだけでなく、BD 等の外部記憶装置や、アカデミックライセンスで契約した Amazon Web Services などを利用して何重にもバックアップを行っている。

研究データを収集または生成した者が、法令等の範囲内、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、研究データを管理する（データの収集、生成、整理、解析、加工、公開、共有、保存、破棄等）こととしている。各研究者は、このような考え方に基づき、研究データ等をディスクに保存し、核融合科学研究所に提出している。これにより、研究者の転籍、退職後も核融合科学研究所において研究データが保存され、必要に応じて開示する仕組みとなっている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

上記の取組のほか、各ユニットにおいて、定期的に行われる会合において、研究公正に関する情報共有を行っている。また、論文執筆における所内ピアレビューによって

研究成果の質を向上させるとともに、研究不正の起こりにくい体制を構築するなど、所内の研究内容の特性等を踏まえた研究環境整備に取り組んでいる。

また、機構において iThenticate を契約しており、核融合科学研究所に所属する研究者による論文執筆時や総合研究大学院大学学生の論文指導において、iThenticate の活用を推奨している。